

○京丹後市丹後半島森林公園条例

平成16年4月1日

条例第185号

(設置)

第1条 丹後縦貫林道沿線の地形及び恵まれた自然的条件を有効に利用し、本市の住民及び外来者の健全な野外活動と休養の場を提供することを目的として、京丹後市丹後半島森林公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 京丹後市丹後半島森林公園を構成する各施設（以下「公園施設等」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 市長は、公園施設等を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

(利用の許可)

第4条 公園施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、公園施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園施設等の利用を許可しない。

- (1) その利用が公園施設等の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設、樹木等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、公園施設等の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、公園施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は公園施設等の管理上特に必要があるときは、当該利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又はその利用を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和4年京丹後市規則第65号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公園施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は利用の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者又は入園者は、故意又は過失により公園施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244

条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園施設等の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 公園施設等の施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 第4条に規定する施設の利用の許可に関する業務
- (4) 公園施設等の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第3条から第5条まで、第7条及び第8条並びに第10条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の管理の基準）

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例及び規則を遵守し、適正に公園施設等の管理を行うこと。
- (2) 公園施設等の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

（利用料金の収受）

第16条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に、公園施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の弥栄町丹後半島森林公園設置及び管理に関

する条例（昭和５３年弥栄町条例第１４号）、弥栄町スイス村体験交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例（平成１４年弥栄町条例第１２号）、弥栄町スイス村スキー場設置条例（昭和５９年弥栄町条例第２０号）又は弥栄町スイス村高原休養センターの設置並びに管理に関する条例（平成２年弥栄町条例第１０号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成１７年１２月２６日条例第５５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年７月１３日条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年１０月２５日条例第３６号）

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ 第１条の規定による改正後の京丹後市弥栄機業センター条例の規定、第２条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例の規定、第３条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例の規定、第４条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例の規定、第５条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定、第６条の規定による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例の規定、第７条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定、第８条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の規定、第９条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例の規定、第１０条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の規定及び第１１条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例の規定は、令和５年４月１日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

	名称	位置
１	京丹後市丹後半島森林公園	京丹後市弥栄町野中２５６２番地
２	京丹後市スイス村高原休養センター	京丹後市弥栄町野中３２９番地
３	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中３２９番地の１
４	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中３２８番地の１

別表第 2（第 9 条、第 1 6 条関係）

1 京丹後市丹後半島森林公園使用料

（1） オートキャンプ場

単位		使用料（円）
1 区画（宿泊利用）	1 1 : 0 0 ~ 翌日 1 0 : 0 0	4, 0 0 0
1 区画（デイ利用）	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	2, 0 0 0

（2） バンガロー

単位	使用料（円） (1 1 : 0 0 ~ 翌日 1 0 : 0 0)
1 棟・1 日	1 0, 0 0 0

（3） テニスコート（全天候型ゴムチップコート）

単位	使用料（円） (8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0)
1 時間以内	1, 5 0 0
1 時間（1 時間を超える場合）	5 0 0

2 京丹後市スイス村高原休養センター使用料

（1） 休養室

利用施設	単位	使用料（円） (1 3 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0)
休養室	4 時間以内	1, 0 0 0
	1 時間（4 時間を超える場合）	2 5 0

（2） 入浴

単位	使用料（円） (1 3 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0)
1 人・1 回	5 0 0

3 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料

（1） 宿泊施設

利用者	単位	使用料（円） (1 5 : 0 0 ~ 翌日 1 0 : 0 0)
3 歳以上	1 人・1 泊	6, 0 0 0
3 歳未満	1 人・1 泊	1, 0 0 0

(2) 会議室

利用施設	単位	使用料（円）
		（ 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 ）
各室会議等一時利用	4 時間以内	1 , 0 0 0
	1 時間（4 時間を超える場合）	2 5 0

備考

- 1 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、京丹後市スイス村高原休養センター休養室及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 2 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、京丹後市スイス村高原休養センター休養室及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。